

平成26年度小松島市事務事業評価シート

■事業の位置づけ（基本事項）

				整理番号	5 - 3 - 14
事務事業名	住宅新築資金等貸付事業			担当課係	人権推進課滞納徴収強化担当
総合計画上の位置付け	大項目	4. 「人が輝く」		記入担当者	
	中項目	①人権尊重		内線等	
	小項目	2. 人権尊重の視点に立った行政の推進		E-mail	
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			事業区分	経常事業
事業予算費目	款	1	公債費	項	1
	目	1	公債費	事業	1・2
				1 長期債元金償還金 2 長期債利子	
開始年度	昭和 50	年度	根拠法令・要綱等	小松島市住宅新築資金等貸付条例	

■事務事業の概要（実施内容）

事業の対象	（誰の、何のために事業を実施するのか） 住宅新築資金等貸付金の借受人。
事業の目的 （意図）	（事業実施によってどういう状態にしたいのか） 住宅新築資金等を低率で貸付する事により、地域住民の住環境の整備・健康で文化的な生活を営むための基本条件を整備することを目的とする。
事業の内容 （内容・手法等）	（どういった仕事の内容で、どのような手法・手順で実施しているか） 住宅新築資金等貸付事業は平成8年度で終了しているため、現在は償還業務のみであり、平成23年度に作成した償還マニュアルに従い、督促状送付、電話催告、訪問償還、自宅訪問による相談等を行うことで償還を促し歳入の確保を図る。
事業の背景 （経緯等）	（事業開始の背景やこれまでの経緯） 生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むことができる良好な住環境を確保する。

■事務事業の業績・推移（目標・実績）

	指標名			指標の説明				指標化できない成果
	償還率（％）			当該年度（現年度+過年度）の収入額/調停額（％）。				
	単位	H25	H26	H27	H28	将来目標 （年度：平成）		
成果指標	%	—	—	—	—	—	毎年度毎の貸付状況により年度間で差が生じ比較が困難なため実績のみ。 （※詳細の 現年度償還率（％）、 過年度償還率（％） は下段に記載。）	
	%	5.9	5.4					
	達成度							
活動実績・参考となる指標	指標名	単位	H25	H26	H27	H28	指標の説明	
	現年度償還率（％）	%	計画	85	85	85	85	現年度償還額/現年度調定額（％）
			実績	68.7	60.5			
	過年度償還率（％）	%	計画	—	—	—	—	過年度償還額/過年度調定額（％）
			実績	3	3			
	住宅新築資金等償還件数	件	計画	—	—	—	—	住宅新築資金等完済件数。 住宅貸付台帳より集計。
			実績	5	7			
	基本的な回収	件	計画	—	—	24	21	現年度納付書発行枚数。
			実績	38	34			
	未償還分の督促等	件	計画	—	—	—	—	未償還分の督促状・催告状等送付数。
実績			13	16				

■事務事業に係るコストの業績（目標・実績）

（単位：円）

		25年度決算	26年度決算	27年度決算	26年度予算	
		全体コスト（円）	A	15,330,641	11,152,896	0
関連事業費	財源内訳		0			
	国県支出金		0			
	地方債		0			
	その他		15,330,641	11,152,896		
B	10,171,234		13,428,223	0		
A + B	25,501,875		24,581,119	0		
単位コスト	活動指標の説明	滞納106件に関する評価			備考	
	活動指標1単位当たりコスト	240,584	231,897		平成25年4月1日現在 人口40,733人 平成26年4月1日現在 人口40,333人	
	市民一人あたりのコスト	626	609			

■事業を取り巻く環境

国・県・他団体の動向や環境変化と今後の予測	(社会状況、法改正、規制緩和、周辺の状況等や今後の予測) 国においては、貸付事業を実施した市町村の財政負担の軽減を図る、「住宅新築資金等貸付事業補助制度要綱」による補助事業(予算補助)が平成23年度に終了している。現在は、市町村との各会議等で意見交換を実施し、今後の方針の策定に反映させるとのことである。県においては、市町村との情報交換等を行いつつ、国に対して意見を具申する方針であるとのことである。また、法的解釈が複雑な案件については、総務課政策法務室に相談し、未償還額縮減を目指す。
事業に対する住民の意見	(意識調査・議会質疑等、事業に対する期待・要望・苦情など) 議会においては、償還事務に励むようにとの意見をいただいている。現状において、住民から本事業への意見としては、しっかり償還が終了するようにとのことである。そのため、平成23年度に償還マニュアルを作成し、活用している。今後として、県外市町村との情報交換の場にて様々な事例への対処について意見交換し、未償還額縮減に努める。

■項目別評価・今後の課題

評価項目	評価結果(該当にチェック)	判断理由・評価コメント(具体的に記入すること)
必要性 (市民ニーズ)	<input type="radio"/> ① 必要性が高い	貸付事業は平成8年度に終了しているものの、償還計画が平成33年度まで残っており、事務を継続していく必要がある。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば必要性がある	
	<input type="radio"/> ③ 必要性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必要性がない	
妥当性 (市で行わなければならないか)	<input type="radio"/> ① 市が行わないといけない	本事業そのものが政策色が強いものである上に、貸付の有無と契約内容・賃借人の氏名・住所等の個人情報、それを保護する必要がある。県への住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金の申請事務手続き及び、償還状況の報告もあり、市が行うのは妥当である。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば市で実施	
	<input type="radio"/> ③ 必然性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 必然性がない	
効率性 (事業の手法は効率よいが、コスト削減の余地はないか)	<input type="radio"/> ① 効率的である	限られた人員で迅速に未償還額の縮減を進めるため、償還マニュアルを活用している。また、法的解釈が複雑な案件については総務課政策法務室に相談し、従来より効率的に事務を進めている。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば効率的	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば非効率的	
	<input type="radio"/> ④ 非効率的	
緊急性 (他事業に優先し、実施する必要があるか)	<input type="radio"/> ① 緊急性が高い	本市の貸付事業は、平成8年度にて終了している。償還計画上の償還期間は平成33年度までであり、償還金を貸付財源である市債の償還に充当していることから、償還事業の緊急性は高いといえる。
	<input type="radio"/> ② 比較的緊急性がある	
	<input type="radio"/> ③ 緊急性が低い	
	<input type="radio"/> ④ 緊急性はない	
成果 (目的の達成状況)	<input type="radio"/> ① 成果が上がっている	償還マニュアルに基づき、未償還者(相続人や連帯保証人を含む)に、督促状等を送付した。また、未償還者の相続人宅への訪問を実施した結果、年度を通じて新たな償還再開者は5名、当初の計画より遅れている者からは2名が増額償還となり、未償還額は減少している。
	<input type="radio"/> ② どちらかといえば上がっている	
	<input type="radio"/> ③ どちらかといえば上がっていない	
	<input type="radio"/> ④ 成果は上がっていない	
今後の課題	償還マニュアルの活用により、償還再開者も増え未償還額の縮減に効果が出ている。相続人に対しても償還に向かうよう面談等を強化し、償還再開へと進んでいる。未償還者のうち、より複雑な案件については総務課政策法務室を活用し、適切に償還事務を遂行していく必要がある。また、現年度のみの償還者についても、将来の未償還者とならないように、きめ細やかな対応にて未然に防ぐ必要がある。	

■一次評価(評価点は目安とし、総合的な評価をすること)

評 価	2	1 拡 充 す る	80点以上	評価点による判定 評価点 73 2	判断に至った理由 償還マニュアルの活用により、償還を再開した者・増額償還を実施した者がおり、未償還額の縮減への成果は出ている。今後は、償還計画の終了を見据え、更なる未償還額の縮減を進めて行く必要がある。
		2 現状のまま継続する	60~79点		
		3 改善・効率化し継続	50~59点		
		4 見直しの上縮小する	40~49点		
		5 終期設定し終了	30~39点		
		6 休 止	20~29点		
		7 廃 止	19点以下		

■改善・効率化・見直しの方向性 ※一次評価の判定が3・4の時は、必ず記入すること。

【具体的な改善等取組内容(方向性・対象・手段等について記述)】

■二次評価(所管担当の一次評価を、総合評価し判定すること)

評 価	2	1 拡 充 す る	判断説明 償還マニュアルの活用後、未償還額の縮減については一定の効果が出ている。本市においては、平成33年度に当初の償還計画が終了となり、他自治体もその前後に償還計画が終了となる。県内各自治体においても、償還率の向上を図っているものの厳しい状況であると聞いている。国・県も、現状を認識し問題の解決策を示す時期が来ていると言える。国から新しい方針が示された時、即応出来る体制も構築すべきである。
		2 現状のまま継続する	
		3 改善・効率化し継続	
		4 見直しの上縮小する	
		5 終期設定し終了	
		6 休 止	
		7 廃 止	